ファイル連携に関する詳細技術仕様書【第2.0版】の正誤

| 正 | 誤 |
| --- | --- |
| 2.3.4.連携ファイル格納方法  ① 提供側業務システムは、オブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用し、伝送データの暗号化4を行うこと。  ②　［略］  ③ オブジェクトストレージ上に保存される連携ファイルを暗号化5すること。  ④及び⑤　［略］  4 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  5 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  3.3.4.連携ファイル格納方法  ① 提供側業務システムは、SFTP、SCP等による伝送データの暗号化6を行うこと。  ②　［略］  ③ ファイルサーバ上に保存される連携ファイルを暗号化7すること。  ④　［略］  6 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  7 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和5年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  3.4. 権限管理  ① 本仕様書の「3.2.連携フォルダについて」にて定義したフォルダ及びサブフォルダ単位に、標準準拠システムに対して権限付与を行うこと。  なお、権限付与は共通機能を提供する事業者が行うことを原則とし、不在の場合は自治体が付与すること。また、自治体内におけるファイルサーバの所管部局については、自治体にて判断すること。  ＜提供側業務システムアクセス可能範囲＞  ・提供側業務システム自身と同じ業務IDを持つフォルダのみアクセス可能とすること。  ＜利用側業務システムアクセス可能範囲＞  ・利用側業務システム自身と同じ業務IDを持つサブフォルダのみアクセス可能とすること。  例）児童手当システムは、児童手当フォルダ及び住民基本台帳等の業務IDごとに用意したフォルダ配下の児童手当サブフォルダにアクセス可能である。それ以外のフォルダ及びサブフォルダへのアクセスは許可しない。 | 2.3.4.連携ファイル格納方法  ① 提供側業務システムは、オブジェクトストレージが提供するツール（API等）を利用し、伝送データの暗号化4を行うこと。  ②　［略］  ③ オブジェクトストレージ上に保存される連携ファイルを暗号化5すること。  ④及び⑤　［略］  （新設）  5 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和4年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  3.3.4.連携ファイル格納方法  ① 提供側業務システムは、SFTP、SCP等による伝送データの暗号化6を行うこと。  ②　［略］  ③ ファイルサーバ上に保存される連携ファイルを暗号化7すること。  ④　［略］  6 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和4年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  7 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（最終更新：令和4年3月30日）にある技術の利用を推奨する。  3.4. 権限管理  ① 本仕様書の「3.2.1.連携フォルダ形式」にて定義したフォルダ及びサブフォルダ単位に、標準準拠システムに対して権限付与を行うこと。  なお、権限付与は共通機能を提供する事業者が行うことを原則とし、不在の場合は自治体が付与すること。また、自治体内におけるファイルサーバの所管部局については、自治体にて判断すること。  ＜提供側業務システムアクセス可能範囲＞  ・提供側業務システム自身と同じ業務IDを持つフォルダのみアクセス可能とすること。  ＜利用側業務システムアクセス可能範囲＞  ・利用側業務システム自身と同じ業務IDを持つサブフォルダのみアクセス可能とすること。  例）児童手当システムは、児童手当フォルダ及び住民基本台帳等の業務IDごとに用意したフォルダ配下の児童手当サブフォルダにアクセス可能である。それ以外のフォルダ及びサブフォルダへのアクセスは許可しない。 |

備考　［略］は本正誤においての省略を表す。